身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人　久楽会
金澤備中

1. 身体拘束廃止に関する理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

※指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 118 条第 4 項
「サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。」

■緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。例外的に以下の３つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。
③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体的拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことが必要です。

≪ 介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為 ≫

① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥ 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベル ト、車椅子テーブルをつける。
⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

2.身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

⑴ 身体的拘束適正化検討委員会（「地域密着型サービス基準」第 97 条第 7 項に規定する「身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会）を設置し、3 ヶ月に 1 回以上開催します。

⑵ 身体的拘束適正化検討委員会は、管理者、計画作成担当者、担当職員で構成します。必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医、専門医等の助言を仰ぎます。

⑶ 身体的拘束適正化検討委員会の職務分担は、以下のとおりとします。

・責任者・・・施設長

・実務リーダー・・・生活相談員

⑷ 身体的拘束適正化検討委員会では、以下の項目を検討・決定します。

① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。

② 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。

③ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。

④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。

⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。

⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。

⑸ 身体的拘束適正化検討委員会の結果は、議事録を職員掲示板に掲示するなどして周知徹底します。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

① 定期的な教育・研修（年２回）の実施

② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

4. 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

(1) 利用者本人や家族に対しての説明

［別紙１］を用いて、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と締結した内容と方向性及び利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

［別紙 1］「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」

(2) 記録、集計、分析、評価

［別紙２］を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録し報告します。身体拘束適正化委員会において、報告された事例を集計し発生時の状況等分析します。発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化策を検討します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討、評価します。報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底します。記録は保存します。

［別紙２］「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」

5. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断

緊急性または切迫性によりやむを得ない状況になった場合、身体拘束適正委員会を中心として担当者が集まり、身体拘束を行うことを判断する前に①切迫性②非代替性③一時性の 3 要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。

②利用者及び家族への説明と同意

４．(1)の手順と様式で実施する。

③カンファレンスの実施

主治医との連携においては、［別紙２］等使用して情報共有し、必要時診察を実施します。主治医不在の際は協力病院の医師の指示で対応する。拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う判断をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討します。また、早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

④拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

6. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共有認識をもち、拘束をなくしていくように取り組む必要がある。

・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束を実施していないか

・認知症高齢者であるということで安易に身体拘束を実施していないか

・高齢者は転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に身体拘束を実施していないか

・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか。本当に他の施策、手段はないのか。

※身体拘束等に準ずる行為と感じたら、情報を公表する事が職員としての責務である。

7. この指針の閲覧について

当施設での身体拘束廃止に関する指針は求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、いつでも利用者及び家族が自由に閲覧をできるようにします。

平成３０年４月１０日作成
令和４年８月３日改正
令和７年４月１日改正

［別紙 1］「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」（「身体拘束ゼロへの手引き」より）

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

○　○　○　○　様

1　あなたの状態が下記のＡＢＣをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。

2　ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

Ａ　入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
Ｂ　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
Ｃ　身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月　日　時　から 月　日　時　まで

上記のとおり実施いたします。

平成　年　月　日

施設名

代表者　印

記録者　印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

平成　年　月　日

氏名　印

（続柄　）

［別紙２］「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」

（「身体拘束ゼロへの手引き」より）

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○　○　○　○　様

月日時	日々の心身の状態等の 観察・再検討結果	カンファレンス 参加者	記録者 サイン